

○荒尾市病院事業プロポーザル方式事業者選定実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、荒尾市民病院の契約においてプロポーザル方式を実施するに当たり、その手続等に必要とするべき基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) プロポーザル方式 性質又は目的が競争入札に適しないと認められる業務、工事及び調達(以下「業務等」という。)を発注する場合に、当該業務等に係る企画、技術等の提案を受け、提案者の意欲、実績、能力等を総合的に評価し、最も適した者を契約の相手方として行う契約の方式をいう。
- (2) 公募型プロポーザル方式 公募により参加を募り、提案者を選定して行うプロポーザル方式をいう。
- (3) 指名型プロポーザル方式 あらかじめ複数の提案者を指名して行うプロポーザル方式をいう。

(対象業務)

第3条 プロポーザル方式の対象となる業務等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める業務等とする。

- (1) 公募型プロポーザル方式 設計業務、コンサルティング業務、設計・施工一括発注方式により行う事業その他公共工事に関するもののほか、次号に定める業務等のうち病院事業管理者が特に必要と認めるもの
- (2) 指名型プロポーザル方式 情報システム構築業務、施設、設備等の管理委託業務並びに業務委託契約その他公共工事に関しないもの

(参加資格要件)

第4条 プロポーザル方式に参加できる者は、次に掲げる参加資格要件(以下「参加資格要件」という。)を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同令第167条の11において準用する場合も含む。)の規定に該当しない者であること。
- (2) 業務等に対応する営業種目について荒尾市競争入札等参加資格審査事務処理要綱(平成24年告示第60号)第5条第1項の入札等参加資格者名簿に登録され、申請内容に虚偽記載がない者であること。
- (3) 荒尾市工事等請負契約及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱(平成7年告示第37号)に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 荒尾市契約等における暴力団等排除に関する措置要綱(平成24年告示第36号)第3条の規定に基づく排除措置等を受けていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続中でないこと。
- (7) 法人格を有し、事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

2 病院事業管理者は、広く提案を求める必要があると認めるときは、前項第2号に規定する入札

参加資格者名簿に登録されている者に限らず、当該プロポーザル方式に参加させることができる。

- 3 病院事業管理者は、前2項に規定するもののほか、対象業務等の内容に応じて必要な参加資格要件を定めることができる。

(評価委員会の設置)

第5条 病院事業管理者は、提案者、提案内容等について評価するため、業務等の内容に合わせて評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置するものとする。

- (1) 評価委員会は、委員5人以上をもって構成し、次に掲げる者のうちから病院事業管理者が委嘱又は任命する。

- ア 院長、副院長、診療部長
- イ 当該業務等に関連する部課長等の職員
- ウ 必要に応じて外部の学識経験者

- (2) 評価委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

(会議)

第6条 評価委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 4 会議は、非公開とする。
- 5 委員は、評価委員会の運営において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(評価委員会の所掌事務)

第7条 評価委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 実施要領の技術評価部分及び要求水準の作成に関すること。
- (2) 技術評価の方法及び技術評価基準の決定に関すること。
- (3) 提案書の技術評価及び提案者の技術評価の順位を決定し、最優秀提案事業者の候補者の特定に関すること。

(実施要領の決定及び公表)

第8条 病院事業管理者は、業務等ごとに実施要領を決定し、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 業務等の概要
- (2) 応募要領
- (3) 応募資格要件（第4条第3項の資格要件、実績・経験等、参加資格確認申請書に添付すべき書類等）
- (4) その他留意事項
- (5) 評価委員会事務局の担当部署

- 2 病院事業管理者は、公募型プロポーザル方式を実施するときは、公告その他の方法により前項の実施要領を公表しなければならない。

(参加表明の手続)

第9条 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、前条第2項の公表において指定する日

までに、参加資格確認申請書（様式第1号）その他業務等ごとに必要となる書類を病院事業管理者に提出しなければならない。

（参加資格の審査）

第10条 前条により参加資格確認申請書の提出があった場合は、病院事業管理者は参加資格の有無を審査し、提出業者にその結果を通知しなければならない。

2 前項により参加の有資格の通知を受けた者（以下「提案者」という。）が、参加提出意思を喪失し辞退する場合は、辞退届（様式第2号）を提出しなければならない。

3 前項の規定による辞退届の提出がなく、指定された時刻にプレゼンテーションを実施しない者も辞退したものとみなす。

（参加資格の喪失）

第11条 提案者が、次のいずれかに該当するときは、当該対象業務等に係る提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書があるときは、これを無効とする。

（1）参加資格要件を満たさないこととなったとき。

（2）提出書類に虚偽の記載をしたとき。

（3）評価委員会の設置から最優秀提案事業者の決定までの間に委員に対して故意の接触を行ったとき。

2 前項の場合において、病院事業管理者は、当該提案者に対し、失格事由（選定対象除外事由）通知書（様式第3号）により、通知しなければならない。

（提案書）

第12条 提案書の提出は、提案書（様式第4号）その他業務ごとに必要となる書類を病院事業管理者に提出しなければならない。なお、提案書の作成及び提出並びに説明に要する費用は、実施要領に費用に関する記載がある場合を除き、提案者の負担とする。

（最優秀提案事業者の候補者特定）

第13条 評価委員会は、提案者からのプレゼンテーション及び提案書の内容を審査した上で評価点を付し、その順位を決定する。

2 評価委員会は、前項の順位の結果及び提案価格の評価を併せて行い、最優秀提案事業者の候補者を特定するものとする。ただし、全ての提案者が要求水準を満たさないと判断した場合は、理由を明らかにした上で、最優秀提案事業者の候補者を特定しないことができる。この場合において、当該事業についての契約は行うことができず、契約の相手方の選定を全てやり直すものとする。

（採用及び不採用の通知）

第14条 病院事業管理者は、前条の規定による評価委員会の評価の結果を踏まえ、最優秀提案事業者を決定し、最優秀提案事業者にあつては採用決定通知書（様式第5号）により、その他の者にあつては不採用決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（最優秀提案事業者の公表）

第14条の2 病院事業管理者は、前条の規定により最優秀提案事業者を決定した場合は、次に掲げる事項を公表しなければならない。

（1）業務等の概要

（2）最優秀提案事業者の所在地並びに商号又は名称及び代表者氏名

(契約及び仮契約)

第15条 最優秀提案事業者との契約は、病院事業管理者の決定を経た後に行わなければならない。

(選定結果の公表)

第16条 病院事業管理者は、契約締結後、事業者選定の結果について、第14条の2第1号及び第2号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 契約金額及び消費税
- (2) 評価委員会における審査の概要
- (3) その他必要な事項

(目的外使用の禁止)

第17条 病院事業管理者は、この要綱に基づいて提出された書類をその目的外の用途に使用してはならない。

(事務局の設置)

第18条 評価委員会の庶務を処理するため、業務等所管課に事務局を置く。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、病院事業管理者が別に定める。ただし、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が評価委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。